

令和5年度海外の原子力規制制度の調査に係る 一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書
入 札 心 得
入 札 書 様 式
電子入札案件の書面入札参加様式
委 任 状 様 式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕 様 書
入 札 適 合 条 件
契 約 書 （ 案 ）

令和5年1月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ技術基盤課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
技術基盤課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和5年1月31日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」
(<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>) に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度海外の原子力規制制度の調査

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は開催しない

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和5年2月15日（水）12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 技術基盤課契約係

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は、(1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は(1)の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.(2)の本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和5年2月27日（月）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：令和5年3月1日（水）14時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5.(1)の日時までに提出済であること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6.(1)の日時及び場所に持参すること。

なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書の作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

質問は、電話又はメールにて受け付ける。

担当：原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ技術基盤課 安田 真

TEL : 03-5114-2109

メールアドレス : yasuda_makoto_3uc@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(4) 契約締結日までに令和5年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

なお、本調達は、令和5年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。
なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和5年3月1日開札〔令和5年度海外の原子力規制制度の調査〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることはできない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたとき若しくは指名されなかつたときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかつた入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
- ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
- ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
(復) 代理 人 役 職 ・ 氏 名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度海外の原子力規制制度の調査
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E-mail :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

1 入札件名 : 令和5年度海外の原子力規制制度の調査

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

(様式 3-①)

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度海外の原子力規制制度の調査の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

(様式 3-②)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 殿

代理 人 所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
所 属 (役職名)
代 理 人 氏 名

復 代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役職名)
復 代 理 人 氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5年度海外の原子力規制制度の調査の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕 様 書

1. 件名

令和5年度海外の原子力規制制度の調査

2. 目的

本調査は、米国をはじめとする海外での原子力規制制度や規制動向の反映、次世代革新炉の安全規制や運転期間延長のあり方について海外の最新動向を適切にフォローするため、緊急性の高い重要テーマについて深掘り調査を行い、規制制度等の検討に資する精度と信頼性の高い資料を取りまとめることを目的とする。

3. 実施内容

(1) 調査・取りまとめ方法

本調査は、原子力規制庁（以下、「規制庁」という。）において海外の原子力規制制度や規制動向に関し、後述する調査項目で示す重要テーマについて深掘り調査を行い、精度と信頼性の高い資料を取りまとめることを目的として行うものであり、英語のみならず欧州言語の大量の文書を読解し、要点を掴んで取りまとめられる能力のある経験豊富な技術者を揃えるなど十分な実施体制を構築して実施すること。

調査に際しては、規制制度や規制動向を理解するのに十分な調査対象文書を選定して調査を行うとともに、単なる原典資料の翻訳ではなく、後述する調査項目について各国の状況を簡潔かつ的確に把握できるよう取りまとめること。

具体的な調査内容は（2）に示すが、各項目の調査に際しては、対象各国の調査項目に関する一次情報（文書）を原則、原語・原文で参照し出典及びURLを明記するとともに、文書の該当箇所に遡って参照できるよう文書のページ・行数なども明示すること。根拠となる法令・規則等の該当条項を具体的に示すとともに、主要な条項については原文を引用し、和訳を付すとともに、内容を簡潔に取りまとめるなど、わかりやすく整理すること。また、分量の大きい報告書等の全訳は求めないが、要点を掴んで簡潔に概要を取りまとめること。

さらに成果報告書においては、調査対象各国の情報をわかりやすく整理し、各国比較が容易となるように項目を選定して比較表を作成すること。また、略語集、文献リストを添付し、情報の閲覧や検索の利便性の高いものにすること。

(2) 調査項目・内容と調査対象国

海外の原子力規制制度や規制動向に関し、重要テーマについて深掘り調査を行う。調査項目・内容と調査対象国を以下に具体的に示す。

なお、別紙1に成果報告書の目次案と各項目の想定されるページ数を記載した。

【調査対象国】

米国、フランス、英国、カナダ、フィンランド

ただし、以下で示す2) 安全性向上の取り組みについては上記にスイスを加えて調査する。

【調査項目・内容】

1) 運転期間延長

● 調査項目・内容

40 年以上の運転期間を実現するための許認可のプロセスと実施事例を調査する。調査項目・内容は以下とする。なお、各国の調査において、炉型の違いによる相違があれば、それぞれについて調査する。

① 根拠法令・規則・指針・ガイダンス・内規等の整理

原子力発電所の運転期間延長に係る各国の根拠法令・規則、関連する指針等の文書を整理する。米国については関連するガイダンス・内規等の文書まで含め整理する。

② 許認可プロセス

原子力発電所の運転期間延長に係る各国の許認可プロセスを調査する。調査においては、運転認可延長の申請の要件・申請書の内容、認可に必要な審査(または技術評価)の内容、審査または技術評価の評価基準などについて、図表なども用いて、わかりやすく整理し、取りまとめるここと。

③ 実施事例

原子力発電所の運転期間延長に係る各国の実施事例を調査する。米国については認可更新、認可再更新の申請、審査・評価、許認可の実施事例を調査するとともに、認可再々更新の議論の動向も調査する。その他の国については、定期安全レビュー (PSR) での運転認可延長の審査・評価、許認可の実施事例を調査する。

● 調査工数

本調査項目・内容にかかる工数は主任技師級で 150 人日程度を想定する。

2) 安全性向上の取組み

安全性向上の取組みとして、米国についてはバックフィット制度、その他の国については PSR の制度に関して、実施事例とともに調査する。また、各事業者の安全性向上のみ仕組みと実施事例について調査する。

● 調査項目・内容

① 根拠法令・規則・指針・ガイダンス・内規等の整理

米国についてはバックフィット制度、その他の国については PSR の制度に関して、原子力発電所に係る各国の根拠法令・規則、関連する指針等の文書を整理する。米国については関連するガイダンス・内規等の文書まで含め整理する。

② 制度・プロセス

米国についてはバックフィット、その他の国については PSR について、その制度・プロセスを調査する。米国の調査においては、規則、指針、ガイダンス文書からバックフィットの要否判断の方法・判断基準、実施時期、取られる措置や猶予期間の決定など制度の詳細内容を分析する。その他の国については法令等による PSR の制度と実施時期、取られる改善措置や適合への猶予期間の決定などの詳細分析を行う。

③ 事業者による安全性向上

バックフィットや PSR での改善措置のような規制対応とは別の事業者による安全性向上の取組みに関し、事業者側と規制側のそれぞれの取組み推進の仕組み、実施事例を整理する。

④ 福島第一原子力発電所事故以後のシビアアクシデント対応

福島第一原子力発電所事故以後の各国のシビアアクシデント対応を整理するとともに、取られた措置に関し、どのような判断により導入が決定されたか、実施時期や経過措置・猶予などはどのように決められたかを調査する。

● 調査工数

本調査項目・内容にかかる工数は主任技師級で 350 人日程度を想定する。

3) リスク情報に基づく規制

各国のリスク情報に基づく規制について調査する。調査項目・内容は以下とする。

● 調査項目・内容

① リスク情報に基づく規制策定の歴史

米国におけるリスク情報に基づく規制策定の歴史を調査・調理する。その他の国についても情報があれば調査・整理する。

② 法令・規則・指針等の整理

各国のリスク情報に基づく規制に係り、関連する法令・規則・指針等の整理について調査する。また、米国については関連する政策声明書を調査するとともに、実施にあたっての関連するガイダンス・内規等の文書まで含め整理する。

③ 仕組み

各国のリスク情報に基づく規制の仕組みについて調査する。

④ 適用事例

各国のリスク情報に基づく規制の適用事例について調査する。

特に以下の項目については重点的に調査する。

(米国)

- リスク情報の審査と検査での活用

FSAR での確認、特に既設での FSAR の確認

- リスク情報に基づく審査の除外の実施事例

10CFR50.59 による軽微な変更のうち特に議論を呼んだものを調査

- リスク情報 (PRA) の信頼性確認の方法

データ、評価結果、NRC の確認評価

(その他の国)

- 安全目標

- リスク情報に基づく規制基準の策定事例

● 調査工数

本調査項目・内容にかかる工数は主任技師級で 200 人日程度を想定する。

4) 次世代革新炉（SMR 等含む）

● 調査項目・内容

米国における小型モジュール炉（SMR）や先進炉（ADR）などの次世代革新炉について、関係法令・規則・指針・ガイダンス等の整理し、許認可プロセス、審査基準、申請・審査・許認可状況、実施事例を調査するとともに、現在進行中の新規則の策定動向を調査する。調査項目・内容は以下とする。

① 法令・規則・指針・ガイダンス等の整理

米国における次世代革新炉に係る関係法令・規則、関連する指針、ガイダンス等の文書を整理する。

② 許認可プロセス・審査基準

米国における次世代革新炉に係る許認可プロセス及び審査基準を調査する。調査においては、適用される規則と条文、申請前活動、申請の要件・申請書の内容、認可に必要な審査（または技術評価）の内容、審査または技術評価の評価基準などについて、図表なども用いて、わかりやすく整理し、取りまとめること。

③ 申請・審査・許認可状況

次世代革新炉に係る米国における最新の申請・審査・許認可状況を整理する。

④ 実施事例・審査における論点・課題

米国における次世代革新炉に係る許認可の実施事例を調査し、審査における論点・課題を整理する。特に以下のポイントについて重点的に調査する。

- ・格納容器の要否
- ・EPZ の大きさ（敷地外）
- ・原子炉圧力容器の設計品質（ガス炉）
- ・静的安全施設への单一故障基準の適用要否

⑤ 新規則策定動向

現在進行中の次世代革新炉向けの新規則 10 CFR Part 53 の策定について、その動向を調査し、NRC の策定活動、産業界の反応・議論・問題点を整理する。また、最新の規則案の各条文案の概要を作成し、許認可・設計・建設・運転に与える影響について整理する。

● 調査工数

本調査項目・内容にかかる工数は主任技師級で 100 人日程度を想定する。

5) その他の制度等の調査（契約後に決定）

● 調査項目・内容

契約後に決定する。

● 調査工数

本調査項目・内容にかかる工数は主任技師級で 100 人日程度を想定する。

（3）調査計画・結果の報告・取りまとめ

調査を開始するにあたり、契約後すみやかに、請負者は詳細な調査計画を策定し、調査計画打合せを行う。また、調査の進捗を確認するため期中に中間報告会を、成果報告書案を確認するため期末には期末報告会を行い、規制庁との協議・調整を踏まえて最終的な成果報告書を完成させる。なお、調査の進捗や方法等に疑義がある

場合は、規制庁にて 2 週間に 1 回程度、進捗報告会の開催を求める場合がある。

1) 調査計画打合せ

調査する対象文書や取りまとめの方針や深さに関する詳細な調査計画を策定し、4 月の早い段階で規制庁と打合せを行い、調査計画の承認を得ること。

2) 中間報告会

調査の進捗を確認するため令和 5 年 9 月頃を目途に中間報告会を行い、報告書案の内容を確認し、必要に応じ実施内容・方法について協議・調整する。

3) 期末報告会と成果報告書

令和 6 年 3 月初旬を目途に期末報告会を行い、成果報告書案の内容を確認し、規制庁との協議・調整を踏まえて最終的な調査結果を取りまとめ、成果報告書を完成させ、提出する。

成果報告書は、調査項目毎に表紙を設け、各国の主要な法令・規制文書等の原文や翻訳も含め、合計 2000 ページを目安として作成する。

なお、期中に調査内容の追加や変更、深掘りあるいは各国比較を求める場合があるが、その場合でも上記の目安ページ数である合計 2000 ページに原則収めるよう、規制庁と協議・調整する。

(4) 情報収集などの助勢

海外の原子力規制制度の調査に関する情報について、規制庁担当者が隨時指定した内容についての情報収集などの助勢を行う。助勢は月 2 回、情報調査・資料作成で各 4 時間程度を目安とする。調査した内容は、成果報告書に反映する。

4. 実施工程

| 項目 年 月 | 令和 5 年 | | | | | | | | | | 令和 6 年 | | |
|------------------------------------|--------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|--------|---|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 海外の原子力規制制度の調査 | | | | | | | | | | | | | |
| 情報収集などの助勢 | | | | | | | | | | | | | |
| 調査計画打合せ 中間報告会 最終報告会 成果報告書 | ▲ | | | | | ▲ | | | | | ▲ | ▲ | |

5. 業務実施期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 25 日まで

6. 実施責任者及び実施体制

請負者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とすること。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張などの時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

7. 提出書類及び納入品目

(1) 提出書類

請負者が規制庁の承認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

| | 提出書類 | 提出部数 | 提出期日 |
|---|------------------------------|------|---|
| 1 | 品質計画書 ^(注1) | 1 | 契約締結後速やかに提出すること。 |
| 2 | 情報セキュリティに関する書面 (情報管理計画書) | 1 | 契約締結後速やかに提出すること。 変更時は改訂版を速やかに提出すること。 |
| 3 | 実施計画書（実施工程表、実施体制表、調査詳細計画を含む） | 1 | 契約締結後速やかに提出すること。 変更時は改訂版を速やかに提出すること。 |
| 4 | 下請負届 | 1 | 契約締結後速やかに提出すること。 該当しない場合は省略できる。 |
| 5 | 情報管理報告書 | 1 | 提出頻度・期限は別途定める。 成果報告書提出時にも提出すること。 |
| 6 | 成果報告書 ^(注2) | 一式 | 令和6年3月25日まで |
| 7 | 完了届 | 1 | 納入時 |

注1) 品質計画書の品質要求事項は8.によるものとする。

注2) 成果報告書は、電子情報媒体にて1部提出すること（PDF形式、WORD、EXCEL）。

(2) 納入品目及び納入場所

納入品目：(1)に定める提出書類

納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

8. 品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務

しないこと）。

（2）品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

（3）担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、7. に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

10. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について定めた情報管理計画書を原子力規制庁担当官に書面で提出すること。情報管理計画書において定めるべき項目は、①社内規程類（情報セキュリティ対策、個人情報保護、再委託）、②秘密情報等の取扱い方法（役割と体制、取扱い方法）、③情報管理及び返却に関する計画（情報管理簿の運用・管理）、④秘密情報の教育・研修・周知に関する計画、⑤情報セキュリティ確保に関する計画（物理セキュリティ、情報機器のセキュリティ）、⑥情報セキュリティ事故発生時の対応手順（体制と連絡先、想定事象、報告手順）、⑦セキュリティ認証の取得状況である。
- （2）請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
また、本業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- （3）情報セキュリティ事故が発生するなどの万一の事故があった場合、直ちに原子力規制庁へ報告すること。
- （4）請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- （5）請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- （6）請負者は、情報管理計画書の履行状況を定期的に確認して情報管理報告書にて報告すること。また、本業務の終了時にも、業務実施期間を通じた履行状況を情報管理報告書にて報告すること。

（参考）原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

11. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。請負者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に請負者の責めによる不備が発見された場合には、請負者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

以上

令和5年度海外の原子力規制制度の調査 目次案

略語集・用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50 ページ

1 運転期間延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300 ページ

1.1 米国

1.1.1 根拠法令・規則・指針・ガイダンス・内規等の整理

1.1.2 許認可プロセス

1.1.2.1 申請の要件・申請書の内容

1.1.2.2 認可に必要な審査（または技術評価）の内容

1.1.2.3 審査または技術評価の評価基準

1.1.3 実施事例

1.1.3.1 認可更新

1.1.3.2 認可再更新申請

1.1.3.3 認可再々更新の議論の動向

1.2 フランス

1.2.1 根拠法令・規則・指針等の整理^(注)

1.2.2 許認可プロセス^(注)

1.2.2.1 申請の要件・申請書の内容

1.2.2.2 認可に必要な審査（または技術評価）の内容

1.2.2.3 審査または技術評価の評価基準

1.2.3 実施事例

（注）炉型の違いによる相違があれば、それぞれについて調査して記載

1.3 英国（項目はフランスに同じ）

1.4 フィンランド（項目はフランスに同じ）

1.5 カナダ（項目はフランスに同じ）

2 安全性向上の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 700 ページ

2.1 米国

2.1.1 根拠法令・規則・指針・ガイダンス・内規等の整理

2.1.2 バックフィットプロセス

2.1.2.1 要否判断の方法

2.1.2.2 実施時期

2.1.2.3 措置・猶予期間

2.1.2.4 バックフィット実施事例

2.1.3 事業者による安全性向上

2.1.3.1 事業者の取組推進の仕組み（事業者側と規制側）

2.1.3.2 実施事例

2.1.4 福島第一原子力発電所事故以後のシビアアクシデント対応

2.2 フランス

| | | |
|---------|-------------------------------------|---------|
| 2.2.1 | 根拠法令・規則・指針等の整理 | |
| 2.2.2 | PSR の制度・プロセス | |
| 2.2.2.1 | 実施時期 | |
| 2.2.2.2 | 方法・改善措置 | |
| 2.2.2.3 | 適合に係る猶予 | |
| 2.2.2.4 | PSR による改善実施事例 | |
| 2.2.3 | 事業者による安全性向上 | |
| 2.2.3.1 | 事業者の取組推進の仕組み（事業者側と規制側） | |
| 2.2.3.2 | 実施事例 | |
| 2.2.4 | 福島第一原子力発電所事故以後のシビアアクシデント対応 | |
| 2.3 | 英国（項目はフランスに同じ） | |
| 2.4 | フィンランド（項目はフランスに同じ） | |
| 2.5 | スイス（項目はフランスに同じ） | |
| 2.6 | カナダ（項目はフランスに同じ） | |
| 3 | リスク情報に基づく規制 | 400 ページ |
| 3.1 | 米国 | |
| 3.1.1 | リスク情報に基づく規制策定の歴史 | |
| 3.1.2 | 政策声明書・規則・指針・ガイダンス・内規等の整理 | |
| 3.1.3 | 仕組み | |
| 3.1.4 | 適用事例 | |
| 3.1.4.1 | リスク情報の審査と検査での活用 | |
| | FSAR での確認、特に既設での FSAR の確認 | |
| 3.1.4.2 | リスク情報に基づく審査の除外の実施事例 | |
| | 10CFR50.59 による軽微な変更のうち特に議論を呼んだものを調査 | |
| 3.1.4.3 | リスク情報（PRA）の信頼性確認の方法 | |
| | データ、評価結果、NRC の確認評価 | |
| 3.2 | フランス | |
| 3.2.1 | 法令・規則・指針等の整理 | |
| 3.2.2 | 仕組み | |
| 3.2.3 | 適用事例 | |
| 3.2.3.1 | 安全目標 | |
| 3.2.3.2 | リスク情報に基づく規制基準の策定事例 | |
| 3.3 | 英国（項目はフランスに同じ） | |
| 3.4 | フィンランド（項目はフランスに同じ） | |
| 3.5 | カナダ（項目はフランスに同じ） | |
| 4 | 次世代革新炉（SMR 等含む） | 250 ページ |
| 4.1 | 米国 | |
| 4.1.1 | 法令・規則・指針・ガイダンス等の整理 | |
| 4.1.2 | 許認可プロセス・審査基準 | |
| 4.1.3 | 申請・審査・許認可状況 | |

4.1.4 実施事例・審査における論点・課題

- ・格納容器の要否
- ・EPZ の大きさ（敷地外）
- ・原子炉圧力容器の設計品質（ガス炉）
- ・静的安全施設への単一故障基準の適用要否
- ・その他

4.1.5 新規則策定動向

5 その他の制度等の調査（契約後に決定） ······ 250 ページ

比較表 ······ 20 ページ

文献リスト ······ 30 ページ

入札適合条件

令和5年度海外の原子力規制制度の調査を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 本業務と同等規模の調査業務を実施した実績があること。その証明として、業務名称、発注者（非開示の場合にはその旨明記）、業務内容の概要、実施期間を記載した過去5年間の一覧表（任意様式）を提出すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、海外の原子力規制制度に関し、精度と信頼性の高い資料を取りまとめるため、英語のみならず欧州言語の大量の文書を読解し、要点を掴んで取りまとめる能力のある経験豊富な技術者を揃えるなど十分な実施体制を構築できること。また、本業務の履行が可能な組織的支援体制を確保できること。十分な実施体制を構築できることを示すため、別紙にて業務責任者、窓口担当者及び不在時代行担当者、各調査項目に対する技術者の人数・役割、社内外の支援組織等について説明すること。
- (5) 技術者に求められる能力として、以下の要件を満たした者が担当すること。その証明として、各担当者の役割、略歴及び保有資格を示すこと。略歴は、実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）について、業務名称、実施年度、発注者及び当該業務における役割について具体的に記載すること。
 - ① 担当技術者は、幅広い範囲・分野の原子力関連情報に精通し、即時性を持って網羅的に情報収集・調査し、情報の取捨選択を的確にかつ効率よく実施できる能力を有していること。また、各国の原子力規制制度について掘り下げた調査能力があり、調査した情報を原子力発電所の専門知識、実務経験等に基づいて速やかに取りまとめる能力があること。
 - ② 米国の担当技術者は、米国の原子力規制制度、法令・基準、原子力施設や設備等の専門的技術に関して十分な知識・知見を有するのみならず、原子力規制委員会（NRC）の規制の詳細実態とその変遷、そのベースとなる規制研究成果、規制プロセスの構築状況、及び事業者側の対応の詳細実態などに精通していること。
 - ③ 欧州他各国の担当技術者は、各国の原子力規制制度、法令・基準、原子力施設や設備等の専門的技術に関して十分な知識・知見を有するのみならず、欧州では英語以外の言語が広く使われていることから、欧州言語に精通し、原語での情報も収集・読解し、その要点を把握できる能力を有すること
 - ④ すべての担当技術者は、原子力規制庁が仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果を上げるよう規制庁担当者と十分に調整できる能力があること。

(6) 以下の品質要求事項への対応を説明すること。

a. 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・ 実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）

b. 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

c. 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(7) 業務の品質を確保できることを示すため、次の①～④について説明する資料をまとめ、

(6) 項の品質管理体制と方策に基づいて処理した過程とともに提示すること。

- ① フランスの 10 年点検の根拠法令及び PSR との関係 (A4 サイズ用紙 2 頁)
- ② 最近の NRC のバックフィット事例と規則上の扱い (A4 サイズ用紙 2 頁)
- ③ 欧州ストレステストの各国対応状況 (調査対象国毎 A4 サイズ用紙 2 頁)
- ④ 最近の NRC の 10CFR Part50 及び 52 他の規則改定作業 (A4 サイズ用紙 2 頁)

(8) 本業務の担当者は、原子力規制庁の担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（8）までの条件を満たすことを証明するために、様式 1 及び様式 2 の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正 1 部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和 5 年 2 月 13 日（月）12 時までに電子メールで、下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル 8 階

担当：安田 真 (yasuda_makoto_3uc@nra.go.jp)

TEL：03-5114-2109

(様式 1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

「令和 5 年度海外の原子力規制制度の調査」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先
部 署 名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E - m a i l :

適合証明書

件名：令和 5 年度海外の原子力規制制度の調査調査

商号又は名称：

| 条 件 | 回 答 (○or×) | 資料 No. |
|--|---------------|-----------|
| (1) 令和 04・05・06 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。 | | |
| (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。 | | |
| (3) 本業務と同等規模の調査業務を実施した実績があること。その証明として、業務名称、発注者（非開示の場合にはその旨明記）、業務内容の概要、実施期間を記載した過去 5 年間の一覧表（任意様式）を提出すること。 | | |
| (4) 本業務の実施にあたっては、海外の原子力規制制度に関し、精度と信頼性の高い資料を取りまとめるため、英語のみならず欧州言語の大量の文書を読み解し、要点を掴んで取りまとめる能力のある経験豊富な技術者を揃えるなど十分な実施体制を構築できること。また、本業務の履行が可能な組織的支援体制を確保できること。十分な実施体制を構築できることを示すため、別紙にて業務責任者、窓口担当者及び不在時代行担当者、各調査項目に対する技術者の人数・役割、社内外の支援組織等について説明すること。 | | |
| (5) 技術者に求められる能力として、以下の要件を満たした者が担当すること。その証明として、各担当者の役割、略歴及び保有資格を示すこと。略歴は、実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）について、業務名称、実施年度、発注者及び当該業務における役割について具体的に記載すること。 ① 担当技術者は、幅広い範囲・分野の原子力関連情報に精通し、即時性を持って網羅的に情報収集・調査し、情報の取捨選択を的確にかつ効率よく実施できる能力を有していること。また、各国の原子力規制制度について掘り下げた調査能力があり、調査した情報を原子力発電所の専門知識、実務経験等に基づいて速やかに取りまとめる能力があること。 ② 米国の担当技術者は、米国の原子力規制制度、法令・基準、原子力施設や設備等の専門的技術に関して十分な知識・知見を有するのみならず、原子力規制委員会（NRC）の規制の詳細実態とその変遷、そのベースとなる規制研究成果、規制プロセスの構築状況、及び事業者側の対応の詳細実態などに精通していること。 ③ 欧州他各国の担当技術者は、各国の原子力規制制度、法令・基準、原子力施設や設備等の専門的技術に関して十分な知識・知見を有す | | |

| | |
|--|--|
| <p>るのみならず、欧州では英語以外の言語が広く使われていることから、欧州言語に精通し、原語での情報も収集・読解し、その要点を把握できる能力を有すること</p> <p>④ すべての担当技術者は、原子力規制庁が仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果を上げるよう規制庁担当者と十分に調整できる能力があること。</p> <p>(6) 以下の品質要求事項への対応を説明すること。</p> <p>a. 品質管理体制 受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。 ・ 実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。） </p> <p>b. 品質管理の具体的な方策 受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。</p> <p>c. 担当者の技術能力 業務に従事する者の技術能力を明確にすること。</p> <p>(7) 業務の品質を確保できることを示すため、次の①～④について説明する資料をまとめ、(6) 項の品質管理体制と方策に基づいて処理した過程とともに提示すること。</p> <p>① フランスの 10 年点検の根拠法令及び PSR との関係 (A4 サイズ用紙 2 頁)</p> <p>② 最近の NRC のバックフィット事例と規則上の扱い (A4 サイズ用紙 2 頁)</p> <p>③ 欧州ストレステストの各国対応状況 (調査対象国毎 A4 サイズ用紙 2 頁)</p> <p>④ 最近の NRC の 10CFR Part50 及び 52 他の規則改定作業 (A4 サイズ用紙 2 頁)</p> <p>(8) 本業務の担当者は、原子力規制庁の担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。</p> | |
|--|--|

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

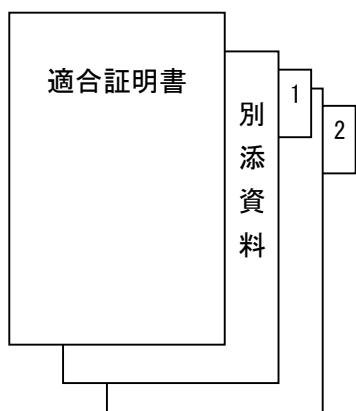
担当者名 :

電話番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案) 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 名（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、「令和5年度海外の原子力規制制度の調査」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和6年3月25日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間に内に對価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があつたとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をうるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官　名

乙

※ 以下、仕様書を添付